

受験生の皆さんへ

【重要】令和4年度第2回修士課程入学試験及び博士後期課程編入学試験における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止対策及び追試験の実施について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止の観点から、今回の入試では、感染予防策を講じた上で入学試験を実施するとともに、追試験を実施します。試験日に発熱・息苦しさ・全身倦怠感があるなど、体調が万全でない場合は、無理をして受験せず、追試験の受験を申請してください。

受験にあたっては以下の点にご留意ください。

受験を認めない場合

以下のいずれかに該当する場合は、受験することができません。

- ① 新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良^{*}があり、医師の診断を受けていない場合
※37.5℃以上の発熱、息苦しさ、全身倦怠感、味覚・嗅覚異常、激しい咳、下痢など
- ② 体調不良の有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に罹患している、あるいはその疑いがあるとの医師の診断を受けている場合
- ③ 保健所等の公的機関により濃厚接触者と特定されており、新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して試験日が14日以内である場合
- ④ 日本に入国した翌日から起算して試験日が14日以内である場合

試験日まで体調不良が生じた場合の対応

- (1) 試験前約2週間の間に体調不良が生じた場合（とくに新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合）は、医療機関を受診して、医師の診断を受けるとともに、適切な治療を受けておくようにしてください。
- (2) 試験日に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良があり、医師の診断を受けていない場合には、受験することができません。
- (3) 試験日に体調不良があっても、風邪や胃腸炎など受験可能な疾患と診断されている場合は、その旨を記載した診断書を、試験開始前に試験事務室に提出してください。この場合、原則として受験は可能ですが、症状に応じて、別室受験となることがあります。

試験会場での対応

- (1) 試験日に【別紙】を用いてご自身の健康状態等を自己申告していただき、職員が問診を行います。
 - 修士課程入学試験の受験生：試験第1日目の試験会場の建物入館の際に回収します。（注：試験第2日目には回収しません）
 - 博士後期課程編入学試験の受験生：試験開始時刻の30分前までに、大学院掛窓口に各自提出してください。
- (2) 試験日に職員による検温を行います。
 - 修士課程入学試験の受験生：試験第1日目は試験会場の建物入館の際に検温を行います。試験第2日は、大学院掛窓口にて行いますので、口述試験あるいは論文試験

の開始時刻の30分前までに、大学院掛窓口に立ち寄ってください。

- 博士後期課程編入学試験の受験生：【別紙】提出時に大学院掛窓口に於いて検温を行います。
- (3) 問診や体温測定の際に、新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が確認された場合、受験を取りやめていただきます（新型コロナウイルス感染症ではない、あるいはその疑いがない旨を記載した診断書の提示があった場合を除く）。
- (4) 試験開始後に体調不良が生じた場合も、無理をして受験を続けず、監督者に申し出て受験を取りやめてください。
- (5) 試験時間中に激しい咳を何度もしていたり、あるいは明らかに体調不良であったりして、他の受験者や監督者に影響があると判断した場合は、試験途中で、受験を取りやめていただくことがあります。

追試験の申請

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連した理由で、受験ができない、あるいは受験を取りやめた場合は、追試験の受験を申請してください。
- (2) 追試験は令和4年3月1日（月）、2日（火）（予備日3日（水））に行います。合格発表は令和4年3月11日（金）の予定です。
- (3) 追試験は、オンラインにより行います。
- (4) 追試験の受験が認められる要件は以下の通りです。
 - ① 試験日に、新型コロナウイルス感染症に罹患している、あるいはその疑いがあると医師に診断されている場合（要、医師の診断書）
 - ② 保健所等の公的機関により濃厚接触者と特定されており、新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して試験日が14日以内である場合（要、通知文書、または通知内容を志願者が記載して署名したもの）
 - ③ 入国拒否や航空便キャンセル等の不可抗力の理由により、日本に入国した翌日から起算して試験日が14日以内である場合、あるいは日本への入国ができなかった場合（要、説明文書）
 - ④ 試験日に、新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良があり、受験を取りやめた場合（要、医師の診断書）
 - ⑤ 試験日の問診や体温測定で、あるいは試験開始後に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が確認され、受験を取りやめた場合（要、医師の診断書）なお、④または⑤の場合、早急に医療機関を受診し、受験を取りやめた理由となった体調不良に関する診断書を取得しておいてください。受診の結果、新型コロナウイルス感染症ではなかったとしても、診断書の提出があれば追試験の受験を認めます。診断書がない場合、追試験の申請はできません。
- (5) 追試験の受験を希望する場合は、できるだけ試験前日までに、試験当日の場合は午前9時までにメールまたは電話で下記に連絡してください。連絡が遅れた場合は、追試験の受験を認めないことがあります。

- 修士課程入学試験の受験生

試験前日まで、または試験第2日目：

大学院掛（メール：110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp、電話 075-753-2985）

試験第1日目：

試験事務室（メール：110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp、電話 075-753-7987）

- 博士後期課程編入学試験の受験生

試験前日、試験日とも：

大学院掛（メール：110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp、電話 075-753-2985）

- (6) 追試験の受験希望者は、追試験受験申請書と必要書類を令和4年2月15日（火）までに提出してください。

追試験受験申請書は大学院掛（110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）へメールで請求してください。

- (7) 追試験の受験にあたって、「受験を認めない場合」の①～④のいずれかが生じた場合は、個別の事情に応じて対応します。できるだけ試験前日までに、試験当日の場合は午前9時までに大学院掛にメールまたは電話で問い合わせてください。

検定料の返還

「追試験の受験が認められる要件」①～⑤のいずれかに該当し、かつ、追試験を受験しない場合に限り、検定料を返還します。令和4年2月15日（火）までに検定料返還書類を提出してください。検定料返還書類は大学院掛（110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）へメールで請求してください。

マスクの着用と手指消毒のお願い

- (1) 試験当日はマスクを持参し、試験会場では常に着用してください。ただし、顔の確認等で一時的に外していただくことがあります。フェイスシールドまたはマウスシールドの着用のみでは受験することはできません（マスクとともに使用することは可能です）。
- (2) 疾患や障害等でマスクの着用が困難な場合や、基礎疾患を有することにより別室での受験を希望する場合は令和4年2月1日（火）までに、その理由とともに大学院掛（110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）にメールにて申し出てください。事前の申し出を行わず、当日の申し出によりマスクを着用せずに受験することや、基礎疾患を有する者が別室での受験をすることはできません。
- (3) 試験会場の入口に消毒剤を用意しますので、入退室時に手指消毒をお願いします。アルコールを含む消毒液に過敏な方はご自分に合ったものを持参してください。

試験当日の服装と昼食・休憩時間

- (1) 試験室の換気のため、窓の開放を行う可能性や、通常よりも空調を強く入れる可能性があります。屋外からの風や空調からの風が体に当たる可能性がありますので、服装にはご注意ください。
- (2) 修士課程入学試験の試験第1日目は、昼食休憩をはさんで試験が行われます。昼食は試験室で取っていただいて結構ですが、自席以外には座らず、他者との接触、会話もできるだけ避けてください。また、昼食終了後はすぐにマスクを着用してください。

以上の内容に変更がある場合は、ホームページ上の入試情報（https://www.h.kyoto-u.ac.jp/entrance_exam/）に掲載しますので、受験に際しては最新情報をご確認ください。

問い合わせ先

人間・環境学研究科大学院掛 メールアドレス： 110jinkan_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp